

秦野市公共下水道使用料徴収条例の一部を改正することについて

秦野市公共下水道使用料徴収条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成28年11月24日提出

秦野市長 古谷義幸

提案理由

公共下水道事業が将来にわたり良質なサービスを安定的に提供できるよう、経営基盤の強化を図ることを目的として、公共下水道使用料の額を引き上げるため、改正するものであります。

秦野市公共下水道使用料徴収条例の一部を改正する条例

秦野市公共下水道使用料徴収条例（昭和55年秦野市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表中

350円		365円			
105円		110円			
115円		120円			
150円		160円			
200円		210円			
240円	を	255円	に、	215円	を
245円		260円		2,200円	に
255円		270円		2,310円	に
265円		280円			
275円		290円			
」		」		」	」

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
（新旧使用料の区分に係る市長による算定）
- 2 この条例の施行の日以後最初に行われる下水道使用料の算定については、市長の定めるところによる。